

建築物等の解体工事におけるアスベスト含有建材チェックリスト

(第一面)

年 月 日

森町長

様

提出者
住 所
氏 名
電話番号

1. 解体する建築物等の概要

所在地			
主要用途	規模	延べ面積	m ² (階建)
着手予定年月日	年	月	日

2. 吹き付けアスベスト等の有無 (該当するものに○印を付けて下さい。)

アスベスト含有吹き付け材の有無 (レベル1)	あり	なし
アスベスト含有保温材・耐火被覆材・断熱材の有無 (レベル2)	あり	なし

※本届出をした場合であっても、吹き付けアスベスト等を除去する場合等、大気汚染防止法第2条第12項の規定による特定粉じん排出等作業に該当する場合は、同法18条の15に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」が別途必要になりますので注意して下さい。

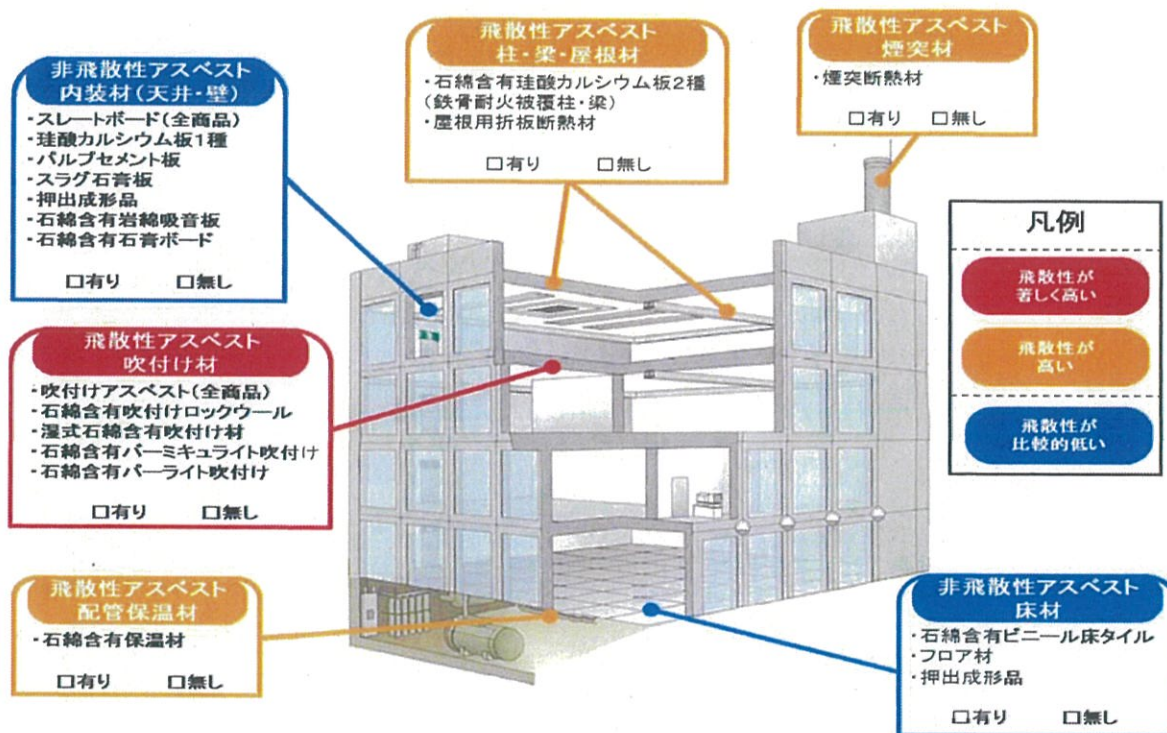
3. アスベスト含有成形板等の有無 (該当するものに○印を付けて下さい。)

アスベスト含有成形板等の有無 (レベル3)		あり	なし
※「アスベスト含有成形板等」とは、レベル1やレベル2に該当しない、成形板等のアスベスト含有建材を指します。どのような建材に含まれており、主にどこに使用されているかは(第二面)の図1・2および、「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)を参考に判断して下さい。また、使用されている建材があれば下表の記入欄に○印を付けて下さい。なお、記載以外の使用箇所がある場合は、その他の欄に書き加えて○印を付けて下さい。			
記入欄	製品名	アスベスト製品製造時期の目安	使用箇所
	・岩綿吸音板：石綿含有	1986年頃以前	天井材
	・ビニール床タイル：石綿含有	1986年頃以前	床材
	・押出し成形セメント板：石綿含有	2004年9月以前	非耐力壁及び間仕切壁
	・住宅屋根用化粧スレート	2004年9月以前	屋根用
	・窯業系サイディング	2004年9月以前	外装
	・石綿含有繊維強化セメント板(波板)	2004年9月以前	屋根及び外装
	・石綿含有繊維強化セメント板(平板)	2004年9月以前	屋根及び外装
	・石綿セメントけい酸カルシウム板(第1種)	1994年頃以前	内装、軒下
	・パルプセメント板	2004年9月以前	外装及び内装、軒下
	・石膏スラグ板	2004年9月以前	外装及び内装、軒下
	・上記建材を除く、重量0.1%超のもの		()
	・その他()		()

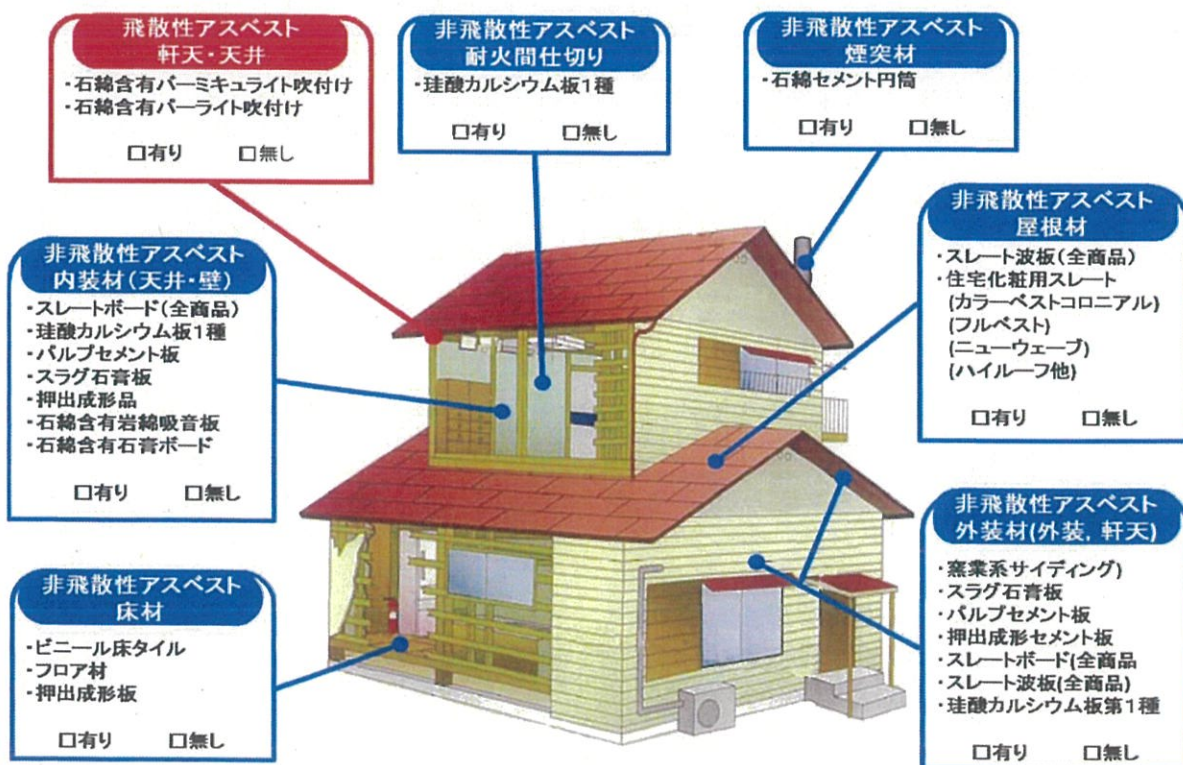
※ アスベスト含有建材の製品名と製造時期については、「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(国土交通省/経済産業省)を参考にして下さい。

4 アスベスト含有建材廃棄物の処理方法
(該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。)

運搬	自社	委託 (業者名: _____)
処分	自社	委託 (業者名: _____)



(図-1)



(図-2)

アスベスト含有建材の撤去作業・処分の際の注意事項

1. アスベスト含有建材の撤去

- (1) アスベスト含有建材の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
- (2) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともにガラスの破損箇所または換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (3) アスベスト含有建材の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有建材を撤去する場合は、できる限り原形そのまま撤去する。
- (4) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有建材を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (5) 撤去作業には、防じんマスク、防護メガネおよび作業衣を着用させる。
- (6) 撤去作業後、アスベスト含有建材の破片、破断粉および作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃および後片付けを十分に行う。

2. アスベスト含有建材の集積・運搬等

- (1) 撤去したアスベスト含有建材の集積および積み込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
- (2) アスベスト含有建材の破碎は、原則禁止されているが、運搬車両に積み込むためにやむを得ず切断等が必要な場合には、十分に湿潤化した上で、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (3) 撤去したアスベスト含有建材を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には囲いを設け、かつ、見やすい箇所にアスベスト含有建材の保管場所であることの表示を行う。
- (4) アスベスト含有建材の運搬に当たっては、他の物と混合するおそれのないように中仕切り等をし、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (5) アスベスト含有建材の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が確実に行われたことを確認する。

3. アスベスト含有建材の処分等

- (1) アスベスト含有建材は、産業廃棄物として安定型または管理型最終処分場（その他環境大臣が定める処理方法）で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト含有建材であることを明示する。
- (2) 撤去されたアスベスト含有建材の処理を他人に委託した場合は、マニフェストの写しにより適正に処理されたことを確認する。